

2025 ILCA中部選手権大会（豊田自動織機海陽ヨットハーバー）

帆走指示書（Sailing Instructions）

2025.4.12 更新1

1 規則

- 1.1 本レガッタは、2025-2028 セーリング競技規則(以下「規則」という)に定義された規則を適用する。
- 1.2 規則 付則Pが適用される
- 1.3 規則 付則Tが適用される
- 1.4-1 SIにおける[SP]の表記は、レース委員会が審問無しに標準ペナルティを適用することができる規則を意味する。レース委員会は抗議することもでき、その場合は審問を経てプロテスト委員会の裁量でペナルティーが決定される。これは規則 A5を変更している。
- 1.4-2 SI における[NP]の表記は、その規則の違反による抗議の根拠とはならないことを意味する。これは規則60.1を変更している
- 1.5 [DP][NP]規則40.2 により規則 40.1 が適用される。

2 コミュニケーション

- 2.1 競技者への通告は、ハーバー西棟東側の公式掲示板に掲示される。（添付図3参照）

3 行動規範

- 3.1 [DP] 競技者および支援者は主催団体、各委員会の合理的な要求に応じなければならない。

4 帆走指示書の変更

- 4.1 帆走指示書（SI）の変更は、それが発効する当日の8時30分までに掲示する。
- 4.2 レース日程の変更は、前日の17時30分までに掲示する。

5 陸上で発する信号

- 5.1 陸上で発する信号は、豊田自動織機海陽ヨットハーバー「西棟」海側にある信号柱に掲揚する。
- 5.2 [DP][NP]音響1声と共に掲揚される「D旗」は、「予告信号は、D旗掲揚後30分以降に発する。」ことを意味する。艇は、この信号が発せられるまで、離岸してはならない。
- 5.3 予告信号予定時刻の30分前までに「D旗」が掲揚されない場合、そのレースのスタートは時間の定めなく延期されている。

6 レース日程

- 6.1 レースの日程は、以下のとおりとする。

4月19日(土)		4月20日(日)	
8:00~9:30	大会受付・登録	8:30	艇長会議
9:30	開会式・艇長会議	9:55	最初の予告信号
10:55	最初の予告信号	16:30	閉会式、表彰式

※閉会式の予定時刻が変更される場合は、公式掲示板にて案内する。

- 6.2 参加艇は4月19日（土）9:30までに大会受付で受付と登録を完了させなければならない。
- 6.3 本レガッタは6レースを予定している。1日に行われるレースは、最大3レースとする。
- 6.4 4月20日(日)には、14時00分より後に予告信号を発しない。

7 クラス旗

クラス旗は、以下のとおりとする。

レーザースタンドクラス	白地に赤のレーザー・マーク
レーザラジアルクラス	緑地に赤のレーザー・マーク
レーザ-4.7クラス	黄地に赤のレーザー・マーク

8 レース・エリア

「添付図1」に示す。

9 コース

- 9.1 「添付図2」は、レグ間の概ねの角度、通過するマークの順序、それぞれのマークをどちら側に見て通過するかを含むコースを示す。
- 9.2 予告信号以前に、レース委員会の信号艇（以下シグナルボート）に最初のレグのおおよそのコンパス方位及び距離を掲示する。

10 マーク

10.1	マーク1, 2S / 2P	オレンジ色の円錐形ブイ
10.2	マーク1B	黄色の円錐形ブイ (ILCA 4 クラスのみ)
10.3	オフセット・マーク 1a	黄色の細い円筒形ブイ
10.4	SI 12 に規定される新しいマーク	ピンク色の円錐形ブイ (ILCA 7、6 クラス)
		黄色の円錐形ブイに赤ライン (ILCA 4 クラス)
10.5	スタート・マーク	スターボード端のシグナルボートとポート端のピンボート
10.6	フィニッシュ・マーク	スターボード端のシグナルボートと黄色の細い円筒形ブイ

11 スタート

- 11.1 規則レース信号「オレンジ旗」に以下を追加する。
レースが間もなく始まることを艇に注意喚起するために、予告信号を発する最低5分以前にシグナルボートにて音響1声とともにオレンジ旗を掲揚する。
- 11.2 スタート・ラインは、スタート・マーク上のオレンジ旗を掲揚したポールの間とする。
- 11.3 [DP] [NP]他のレースのスタート手順の間、予告信号が発せられていない艇は、スタート・ラインから風下側に概ね 100m以上離れていなければならない。添付図 2 参照のこと。
- 11.4 スタート信号後 4 分より後にスタートする艇は、審問なしに「スタートしなかった (DNS)」と記録される。これはRRS A5.1と A5.2 を変更している。
- 11.5 スタート時にUFDまたはBFDと記録された「艇のセール番号」をレース委員会信号艇のスターボードサイドに掲示される。この掲示に関して艇からの救済の根拠とはならない。
これは規則61.1(a)を変更している。

12 コースの次のレグの変更

コースの次のレグを変更するために、レース委員会は新しいマークを設置し（またはフィニッシュ・ラインを移動し）、実行できれば直ぐに元のマークを撤去する。
その後の変更で新しいマークを置き換える場合、そのマークは元のマークで置き換える。

13 フィニッシュ

フィニッシュ・ラインは、スターボードの端にあるフィニッシュ・マーク上の青色旗を掲揚しているポールと、ポートの端にあるフィニッシュ・マークのコースの側の間とする。

14 ペナルティ方式

- 14.1 [SP]と記載されたSIの規則違反に対する標準ペナルティガイドラインは、4月19日(金)9:30までに公式掲示板に掲示される。標準ペナルティが課された艇は、得点略語「STP」を用いて記録される。
これは規則A10を変更している。
- 14.2 規則T1に基づく「レース後のペナルティ」を履行した艇は、得点略語「PRP」を用いて記録される。

これは規則A10を変更している。

15 タイム・リミットとターゲットタイム

- 15.1 タイム・リミットとターゲットタイムは、以下の通りとする。

マーク1・タイムリミット	レース・タイムリミット	フィニッシュ・ウインドウ	ターゲットタイム
25分	70分	15分	45分 (ILCA7 40分)

- 15.2 マーク1のタイム・リミット内に1艇もマーク1を通過しなかった場合は、レースを中止する。
- 15.2 先頭艇フィニッシュ後、フィニッシュウインド内にフィニッシュしない艇はDNFと記載される。
この項は、規則35、A4及びA5を変更している。
- 15.3 ターゲット・タイムどおりとならなくても、救済要求の根拠とはならない。
これは規則61.1(a)を変更している。

16 審問要求

- 16.1 抗議および救済または審問再開の要求は、レースオフィスで入手できる用紙に記入のうえ、締切時間内にレースオフィスに提出しなければならない。
- 16.2 抗議締切時刻は掲示する。抗議締切時刻は、その日の最後のクラスの最終レース終了後、またはレース委員会が、「本日はこれ以上レースを行わない」という信号を発した後のどちらか遅い方から60分とする。ただし、プロテスト委員会の裁量により、この時刻を延長することがある。
- 16.3 プロテスト委員会は、ほぼ受付順に審問を行う。審問の当事者および証人として指名された競技者に審問のことを知らせるため、抗議締切時刻後20分以内に通告を掲示する。
- 16.4 レース委員会又は、プロテスト委員会による抗議の通告を、規則60.2(d)に基づき伝えるために公式掲示板に掲示する。
- 16.5 規則42違反に対するペナルティーを課せられた艇のリストを公式掲示板に掲示する。
- 16.6 審問再開は、判決を通告された日の翌日の8時30分までの間に限り求めることができる。但し、4月20日(日)に判定を通告された場合には、判決を通告されてから15分以内とする。この項は、規則63.7(b)を変更している。
- 16.7 4月20日(日)のプロテスト委員会の判決に基づく救済要求は、判決の掲示から15分以内に提出されなければならない。この項は、規則61.2(b)(2)を変更している。

17 得点

- 17.1 本レガッタが成立するためには、1レースを完了することが必要である。
- 17.2 完了したレースが3レース以下の場合は全レースの合計得点とする。
- 17.3 完了したレースが4レース以上の場合は最も悪い得点を除外したレース得点の合計とする。

18 安全規定[NP] [DP]

- 18.1 出艇申告、帰着申告はレースオフィス「添付図3」にて署名方式を用いる。
- 18.1-1 [SP]競技者は出艇前にレースオフィスにて「出艇申告書」にサインしなければならない。
- 18.1-2 [SP]帰着した競技者は、抗議締切り時間内にレースオフィスにて「帰着申告書」にサインしなければならない。
- 18.2 海上でリタイアした艇は、実行可能であればレース・エリアを離れる前にレース委員会艇にその旨を伝えること。また帰着後、リタイア報告書をレースオフィスに提出しなければいけない。
リタイア報告書はレースオフィスで入手できる。
- 18.3 委員会は、危険な状態にあると判断した艇に対しリタイアの勧告および強制救助を行うことができる。この項は、艇による救済要求の根拠にはならない。この項は、規則61.1(a)を変更している。
- 18.4 規則レース信号「N+A旗、AP+A旗」に以下項目を追加する。
シグナルポートに「N+A旗、AP+A旗」が掲揚された場合、対象クラスまたは全艇速やかに陸上に

戻らなければならない。

19 艇、装備及び衣類の検査

[DP]艇または装備及び衣類は、クラス規則と帆走指示書に従っていることを確認するため、いつでも検査されることがある。

20 運営艇

運営艇の識別旗は、以下のとおりとする。

レース委員会艇	「RC」
プロテスト委員会艇	「JULY」
救助艇	「RESCUE」

21 支援艇 [DP] [NP]

- 21.1 支援艇の出艇及び帰着申告は、署名方式で行う。署名用紙は、「レース申告受付所」に用意される。
- 21.2 出艇から帰着するまでの間、「ピンク色旗」を明確に掲揚しなければならない。「ピンク色旗」はレース委員会で用意され、閉会式までに返却しなければならない。
- 21.1 艇および運営艇の運航を妨げてはならない。又最初にスタートするクラスの予告信号時刻から全ての艇がフィニッシュするか、もしくはリタイアするか、又はレース委員会が延期、ゼネラル・リコールもしくは中止の信号を発するまでは、支援艇はレースをしているエリアの 100m 以上の外側にいなければならない。
- 21.4 天候等の状況により、レース委員会から支援艇に対する救助要請を行う場合、レース委員会艇に「V旗」を掲揚する。 この場合、指示 23 は適用されない。

22 ごみの処分

ごみは、支援艇または運営艇に渡してもよい。

23 無線通信 [DP] [NP]

緊急の場合を除き、レース艇は無線送信も、すべての艇が利用できない無線通信の受信もしてはならない。この制限は、携帯電話および GPS にも適用する。

24 賞

レース公示の通りとする。

25 リスク・ステートメント

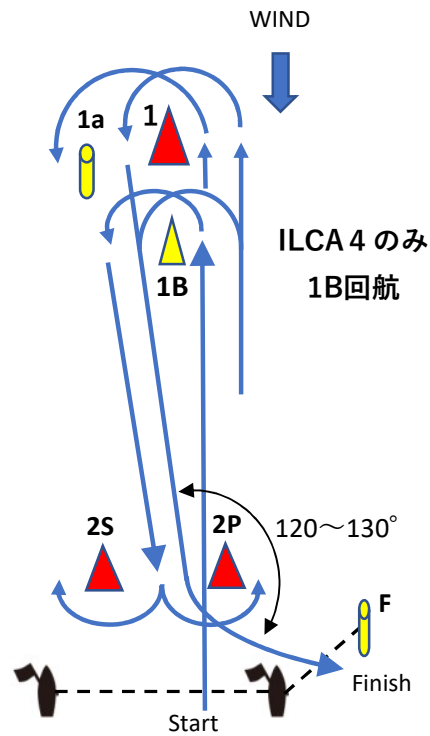
規則3には『レースに参加するか、またはレースを続けるかについての艇の決定の責任は、その艇のみにある。』とある。大会に参加することによって、それぞれの競技者は、セーリングに内在するリスクがあり、潜在的な危険を伴う行動であることに合意し、認めることにある。これらのリスクには、強風、荒れた海、天候の突然の変化、機器の故障、艇の操船誤り、他艇の未熟な操船術、バランスの悪い不安定な足場、疲労による傷害のリスクの増大である。セーリング・スポーツに固有なのは、溺死、心的外傷、低体温症、その他の原因による一生消えない重篤な傷害、死亡のリスクである。

添付図 1

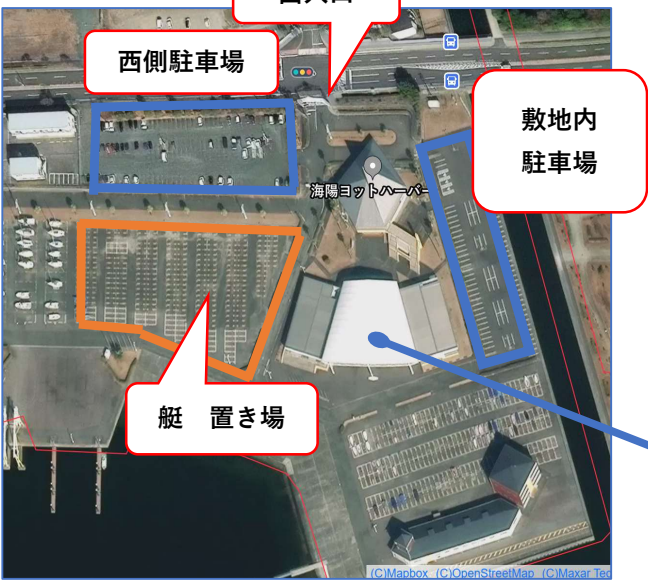


添付図 2

ILCA7、6 S-1-1 a-2S/2P-1-2P-Finish
ILCA 4 S-1B-2S/2P-1B-2P-Finish



添付図 3



建物案内図

